

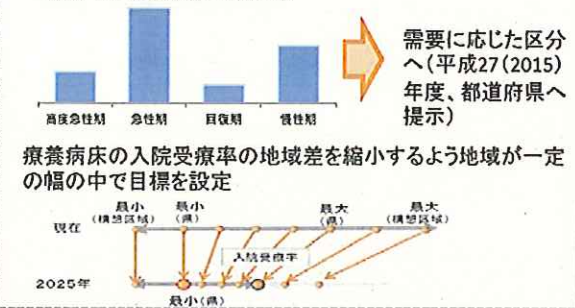
### III 重点改革事項② 地域包括ケアシステムの構築：医療介護サービス体制の改革

提供体制改革への取り組みの加速化・進化

#### ① 質が高く、効率的な医療提供体制⇒地域差の縮小

- ・都道府県が提供体制と保険制度の両面から責任を果たす体制の確立  
[今年度法改正(予定)、平成30(2018)年度施行]
- ・地域医療構想の策定支援、医療費適正化計画の**前倒し・加速化**  
適正化指標の精緻化・「見える化」手法による地域差縮小 など  
[平成30(2018)年度改定⇒前倒し]
- ・医療費適正化に取り組む市町村の支援  
[保険者努力支援制度(平成30(2018)年度～)の趣旨を現行補助制度に**前倒して反映**]

【病床機能の再編、地域差の縮小】  
(現状の医療機能別の病床数)



#### ② プライマリケアの強化

- ・「**患者のための薬局ビジョン**」の策定[年内公表予定]  
薬剤師がチームの一員として参画することを促進し、地域包括ケアを進化させる。
- ・かかりつけ医の普及  
[平成26(2014)年度診療報酬改定で初めて評価・平成28(2016)年度改定で更なる評価を検討、先行事例を収集・横展開]

#### 患者のための薬局ビジョン

～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～  
医薬分業の原点に立ち返り、57,000の薬局すべてを患者本位のかかりつけ薬局に再編

- ・「立地から機能へ」 : 24時間対応、在宅対応
- ・「薬中心から患者中心へ」 : 服薬指導、処方提案
- ・「バラバラから一つへ」 : 情報の一元的管理、残薬解消、重複投薬防止

#### ③ 質が高く、効率的な介護サービス提供体制⇒適正な給付

- ・介護保険事業計画に基づく自治体のPDCAの取組を支援  
[第6期計画:平成27(2015)年度～、第7期計画:平成30(2018)年度～]
- ・適切なケアマネジメントの推進、保険者ごとの給付分析等を通じた給付の適正化

#### ○地域包括ケアシステムとは…

高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制をいう。

インフラ整備

#### ④ 情報連携のためのICT基盤の構築

- ①平成30(2018)年度までに医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開
- ②平成32(2020)年度までに医療現場のデジタル化として400床以上の一般病院の90%が電子カルテを導入

#### ⑤ 医療介護人材の確保・養成

- ・地域医療支援センターの機能充実に向けた支援
- ・ナースセンターによる看護職員の復職支援強化(本年10月施行)
- ・介護人材を質・量の両面から確保するため、「参入の促進」「労働環境の改善」「資質の向上」を推進

